

第2次香南市

人権教育・啓発推進

後期基本計画

概要版

〈令和6年度(2024年度)～令和10年度(2028年度)〉



令和6年3月
高知県香南市

1 基本理念

人権とは、人が人らしく生きていくために認められている権利であり、誰もが生まれながらに持つ、誰からも侵されることのない権利です。すべての人が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、認め合い、互いの人権を尊重しあうことが大切です。

本計画では、今後の取組を示す計画として以下の基本理念を掲げ、人権教育や人権啓発に関する取組を推進します。

市民一人ひとりが
安心して暮らせる
「人権尊重のまちづくり」

2 計画の性格と位置づけ

本計画は、本市が策定した上位計画である「第2次香南市振興計画」と関連計画である「男女共同参画基本計画」、「地域防災計画」、「教育振興基本計画」、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者基本計画」等とも関連付けた計画になります。

本計画は、市職員・教職員などの施策実施指針であり、同時に市民一人ひとりが人権尊重の精神を養い、さまざまな地域活動や社会活動に生かしていくための指針ともなるものです。

“第2次基本計画の性格”

- ① 市が進める人権施策の基本的な考え方を示すものです。
- ② 市における人権教育及び人権啓発の推進の方向性を示すものです。
- ③ 市がその他に策定している計画や基本方針と関連性を持ったものです。
- ④ 基本目標に対し計画した個別の施策や取組について、方針と方向性を示すものです。
- ⑤ 人権尊重という普遍的文化の創造をめざすために公共及び民間への人権教育・啓発を促すものです。
- ⑥ 人権尊重社会の実現に向け、市民や企業と連携・協働を促すものです。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度（2024年度）～令和10年度（2028年度）までの5年間としており、中期的な視点に立って計画の推進に継続的に取り組んでいきます。

和暦	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
基本構想	平成31年度～令和10年度（10年間）									
基本計画	平成31年度～令和10年度（10年間）									
見直し等						後期基本計画 令和6年度～令和10年度（5年間）				

4 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

学校等では…



- 教職員・保育士などの人権感覚・資質向上のための研究と研修機会の内容の充実を図ります。
- 小中連携を推進し、発達段階に応じた取組を継続して行います。
- 家庭、地域などと連携を深め、効果的な人権教育と啓発に継続して取り組みます。
- 保護者の人権意識を高める啓発内容の充実を図ります。
- 高齢者や障害のある人、性の多様性などの理解を促進するための教育を引き続き推進します。
- 就学前・学校教育を通じて、学校等が家庭、地域と連携・協働を図りながら、児童虐待防止に向けた取組を進めます。
- インターネットによるいじめや差別防止のための情報モラルの指導の充実を図ります。

家庭では…



- DV（ドメスティック・バイオレンス）や高齢者、児童虐待などが生じないよう相談支援体制の充実を図ります。
- こどものしつけ方法など、家庭教育の充実に向けて啓発を継続して推進します。
- 身近な人権問題を克服するために、さまざまな人権学習などへの参加を積極的に呼びかけます。

職場では…



- 公務員、医療関係者、福祉関係者等の特に人権に関わりの深い職業に従事する人が、日常生活や業務で自らの人権尊重の意識が態度や行動に現れるような研修と啓発に引き続き努めます。
- 特に市職員は、その立場と職務を自覚し、研鑽に努め「人権文化のまちづくり」の創造に向け引き続き積極的に行動します。
- 企業が人権に関わる研修を積極的に実施するよう引き続き支援していきます。

地域では…



- 世代間の交流や体験活動を通して人権問題への理解を継続して深めるように努めます。
- 市民館（隣保館）や公民館などで開催される各種講座で、引き続き人権問題への理解が得られる内容を取り入れます。
- 家庭と地域の教育力を高めるため、学習機会の提供や地域の連携強化などを引き続き図ります。
- 災害時に市民が安心して生活できるよう、避難所運営や災害対応の体制づくりを進め、安心で安全な災害に強いまちづくりを進めます。
- ユニバーサルデザインによるまちづくりを継続して進めます。

5 さまざまな人権課題への取組

同和問題

基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本固有の人権問題の解決に向け、更に基本的人権が尊重される社会をめざし、差別意識の解消に努め、すべての市民生活を高める ● 同和問題の解決を阻害しているあらゆる要因の排除に努める
推進方策 (具体的な取組内容)	<ol style="list-style-type: none"> ① 同和問題に関する適切な教育の推進 ② 同和問題解決に向けた広報・啓発活動の推進と体制づくり

女性

基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性も男性も等しく一人の人間として、尊重され個性や能力を発揮できる地域づくりをめざす ● 女性も男性も仕事と家庭（家事・育児・介護）の両立支援に関する取組を推進する ● 女性に対する暴力を根絶するため、さらに取組を推進する
推進方策 (具体的な取組内容)	<ol style="list-style-type: none"> ① 男女共同参画や男女平等の意識づくりと環境づくり ② 女性に対する暴力の根絶と被害者支援 ③ 仕事と家庭生活の調和のための子育て・介護支援

子ども

基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て支援の充実を図るとともに、家庭の教育力の向上を支援する ● 子ども一人ひとりの進路を保障するために、キャリア教育の充実を図る ● こどもの人権を尊重するため、青少年犯罪・非行等への対応・予防やいじめ防止を図る ● 児童虐待を根絶するため、さらに取組を強化する
推進方策 (具体的な取組内容)	<ol style="list-style-type: none"> ① 人権教育やこどものキャリア教育の推進 ② 子育て支援体制の充実 ③ 青少年犯罪・非行予防、いじめ防止の推進 ④ 児童虐待の防止



高齢者

基本目標	● すべての人が豊かな高齢期を過ごせる地域づくりをめざす
推進方策 (具体的な取組内容)	<ol style="list-style-type: none">① 高齢者に対する理解促進と認知症などの正しい知識の普及啓発活動の推進② 高齢者の地域生活支援と虐待防止対策③ 雇用・就労の促進と生きがいづくり④ いくつになっても暮らしやすい環境整備

障害のある人

基本目標	● 障害についての理解と配慮及び障害のある人の自立支援や虐待防止などの取組を進め、障害のある人とその家族が安心して生活し、生きがいを感じられる地域づくりをめざす
推進方策 (具体的な取組内容)	<ol style="list-style-type: none">① 障害のある人に関する理解を深めるための教育・普及啓発活動の推進② 障害のある人の地域生活支援と虐待防止対策③ 地域での交流の場づくりと雇用・就労の促進④ 障害の有無にかかわらず安心して暮らせる環境の整備

感染症患者等

基本目標	● 感染症等を理解する取組を進め、感染者とその家族が安心して生活し、生きがいを感じられる相談・支援体制を整えるとともに、感染予防を図る
推進方策 (具体的な取組内容)	<ol style="list-style-type: none">① 正しい知識の普及啓発と感染予防② 感染症などに関わりのある人の暮らしやすい体制づくり

外国人

基本目標	● 多文化共生社会（国籍、民族の違いを問わず、外国人が地域社会に参画できるまちづくり）の実現をめざす
推進方策 (具体的な取組内容)	<ol style="list-style-type: none">① 国際理解を深める教育・啓発の推進② 外国人が暮らしやすい環境づくり

インターネット

基本目標	● 市民一人ひとりが、インターネットを利用するときも直接人と接するときと同じようにルールやモラルを守り、相手の人権を尊重できるまちをめざす
推進方策 (具体的な取組内容)	① 利用モラルの向上 ② 差別的表現への迅速な対応

災害と人権

基本目標	● 災害発生時に市民の人命と人権を守るための取組を進め、災害時も安心して生活が送れる地域社会をめざす ● 災害時に起こるさまざまな人権問題について正しい知識と理解を深めるために、普段からの教育と啓発を推進する
推進方策 (具体的な取組内容)	① 災害発生時に向けた支援体制の整備 ② 災害時の人権への配慮に関する教育・啓発の推進

性的指向・性自認 (SOGI)

基本目標	● 性的指向や性自認を理由とするあらゆる差別や偏見をなくし、誰もが自分らしく、安心して暮らせる地域社会の実現をめざす
推進方策 (具体的な取組内容)	① 多様な性のあり方への正しい理解の促進 ② 人権侵害に対する相談・支援体制の確保

その他の人権問題

その他の人権問題への取組としては、アイヌの人々、犯罪被害者、刑を終えて出所した人、北朝鮮当局による拉致問題、ホームレスの人々、人身取引の問題は引き続き教育と啓発に取り組んでいきます。これに加え、職場における人権問題を新たな人権問題として取り組みます。

この他にも、今後の社会情勢の変化によって、新たな人権問題が出てくることも想定されますので、社会の変化に柔軟に対応できるよう、国や県とも連携して取り組みます。

基本目標	● 社会情勢の変化に伴う新たな人権問題の解決をめざす
推進方策 (具体的な取組内容)	① さまざまな人権問題に関する教育・啓発の推進

6 計画の推進に向けて

本計画では、本市が取り組む人権問題として、「同和問題」、「女性」、「子ども」、「高齢者」、「障害のある人」、「感染症患者等」、「外国人」、「インターネット」、「災害と人権」、「性的指向・性自認」、「その他の人権問題」を、人権教育及び啓発推進を進めていくための大きな柱として掲げています。

これらの重要課題に対して、本市としてはこれから5年をかけて、それぞれの問題に対して具体的な取組を検討し、実施していく必要があります。本市ではこれらの重要課題ごとに基本目標を設定し、さらには、設定した基本目標を実現するための推進方策と具体的な取組内容を「香南市人権教育・啓発推進実施計画」にとりまとめました。

本計画の実施期間は5年間となっていますが、社会情勢の変化や地域の実情に合わせて、必要に応じて見直しを行います。





第2次香南市
人権教育・啓発推進後期基本計画
【概要版】

発行年月：令和6年3月

発行：高知県香南市

編集：香南市 人権課

〒781-5292

高知県香南市野市町西野 2706 番地

TEL：0887-57-8507

FAX：0887-56-0576

メール：jinken@city.kochi-konan.lg.jp